

2012年6月29日

加盟団体 各位

日本LPガス団体協議会

日団協技術基準 S 高-002-²⁰¹²LPガス充填所等に対する品質確認要領
の制定に係る周知について (お願い)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申しあげます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス保安協会「KHKS 0850-02及びKHKS 0850-06 (以下「KHKS 0850」という。)(2009)保安検査基準」において、フレキシブルチューブ類に係る保安検査方法は、1年に1回の耐圧試験又は3年に1回の内部非破壊検査が必要と規定されていますが、内部非破壊検査は構造上検査実施不可のため、同チューブ類は3年毎の交換又は1年に1回の耐圧試験を実施して参りました。

その後、2011年度の同検査基準改正において、フレキシブルチューブ類の設置状況が適切に維持され、同改正検査基準の附属書AにおけるLPガスの要件を満足すれば、耐圧試験及び内部非破壊検査等が不要となり、1年に1回外部目視検査等を実施し異常がないことを確認すれば継続使用可と改正され、同改正検査基準は本年6月29日付で、高圧ガス保安法「保安検査の方法を定める告示」にて保安検査の方法として指定されました。

同改正検査基準附属書AにおけるLPガスの要件は、LPガス中の水分・硫化物・水銀が、規定値以下の腐食性のない成分であることが要求されており、LPガス事業者においては、当該要件を満足していることを保安検査実施者(都道府県知事、指定保安検査機関等)に明示する必要があるため、添付の品質確認要領を定め、高圧ガス保安法製造事業者・工業用等消費者において、供給されたLPガスの品質確認を行う場合の方法について明確化することと致しました。

つきましては、上記主旨を踏まえ、貴会会員に同品質確認要領の周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

敬具

添付資料：

1. 日団協技術基準 S 高-002-²⁰¹²LPガス充填所等に対する品質確認要領
2. 官報(平成24年6月29日)